

社会福祉法人 藤葉福祉会

役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤葉福祉会の役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬について定めることを目的とする。定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の報酬)

第3条 評議員及び役員等は、無報酬とする。

- 2 理事会及び評議員会等へ出席した場合、交通費等の費用弁償をする。尚、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、費用弁償は行わない。

(旅費の支給額)

第4条 旅費の支給額は下記の通りとする。

旅費の種類	研修・視察等(県内)	研修・県外視察等(県外)	
役職	旅費	旅費	日当
理事 監事 評議員 評議員選任・解任委員	県内1回 5,000円	実費支給 (宿泊費は 1日20,000円まで)	1日 5,000円

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、日当は支給しない。
- 3 理事長及び理事会の命により理事が出張した場合、交通費等実費とする。

(委任)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事長が定める。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は2018年3月31日から施行し、2017年4月1日から適用する。
- 2 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。
- 3 社会福祉法人藤葉福祉会 役員の活動費等に関する規程(2010年10月1日施行)は廃止する。